

京都市告示第 42 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 16 年 2 月 17 日付けで認可した上黒田区の名称、主たる事務所の所在地、区域及び代表者変更（2 箇年分）の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 24 年 4 月 16 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 名称

変更前	変更後
上黒田区	上黒田町内会

2 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字上黒田小字森ノ本 27 番地	京都市右京区京北上黒田町森ノ本 27 番地

3 代表者の氏名

変更前	変更後（23 年度）	変更後（24 年度）
吹上 弘之	畠 辰二	古川 敬次郎

4 代表者の住所

変更前	変更後（23 年度）	変更後（24 年度）
京都市右京区京北上黒田町上農 1 番地	京都市右京区京北上黒田町上農 19 番地	京都市右京区京北上黒田町上農 61 番地

5 規約に定める目的

変更前	変更後
本区は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同生活によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的として、次の活動を行う。	会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同生活によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

<p>(1) レクリエーション, スポーツ, 文化活動等住民相互の親睦を図るための活動</p> <p>(2) 美化, 清掃等区域内の環境整備に関する活動</p> <p>(3) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること</p> <p>(4) その他, 本区の目的達成のために必要なこと</p>	<p>(1) レクリエーション, スポーツ, 文化活動等住民相互の親睦に関すること</p> <p>(2) 美化, 清掃等区域内の環境整備に関すること</p> <p>(3) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること</p> <p>(4) その他, 会の目的達成のために必要なこと</p>
--	---

6 区域

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字上黒田の全区域	京都市右京区京北上黒田町の全区域

(文化市民局地域自治推進室)